平成２４年（フ）第２９２６号
札幌市手稲区前田７条９丁目11番６号
債務者　鎌田チエ子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３０号
札幌市豊平区平岸４条12丁目６番６号　まさきマンション202号
債務者　小野田宣弥
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３６号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目１番５―306号
債務者　齋藤　順子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３９号
札幌市北区新琴似10条２丁目４番６号
債務者　石沢　淳子（旧姓糟谷）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
札幌市手稲区曙３条３丁目６番33号　曙ハイツ103号
債務者　小林　弘志
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
札幌市東区北36条東17丁目１番28号　メゾンロベ36―307
債務者　高田　直久
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
札幌市中央区南８条西６丁目７番地24　アンセリジェ壱番館1103号
債務者　大崎　悦伸
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
札幌市厚別区厚別西２条２丁目１番20―407号
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１番17―104号
債務者　寺田　真治
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
札幌市手稲区富丘２条７丁目４番23号　コーポ飯田１―104号
債務者　黒澤　武夫
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８号
山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚20番地５　朝丸貸家Ｂ号室
債務者　石川栄太郎
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第４０８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1330番地１　サントハイツ203号
債務者　髙橋美由季（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０９号
千葉県旭市琴田2066番地２
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５１号
相模原市中央区氷川町15番22号　クローバーハイツ氷川101
債務者　北間　真由
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６９号
神奈川県座間市栗原2701番地の２
債務者　眞田由美子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７３号
神奈川県座間市相武台１丁目4947番地の18　コートハウス相武台305号
債務者　佐藤こずえ（旧姓本島）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５７６号
神奈川県座間市入谷４丁目2690番地の54　フレグランス座間307号
債務者　高橋　佳治
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部